

会議の名称	平成22年度第1回個人情報保護運営審議会		
開催日時	平成22年4月19日(月)午後7時00分～9時00分		
開催場所	東村山市役所3階庁議室		
出席者及び欠席者	出席者： (委員)木村茂光会長・川島岩治会長職務代理・臼井雅子委員・嶋田節男委員・細萱君代委員 (市事務局)野島総務部長・宮崎総務課長・湯浅情報公開係主任・星情報公開係主事補 欠席者：千々岩浩子委員・土田士朗委員		
傍聴の可否	傍聴不可	傍聴不可の場合はその理由	会議の中で、東村山市情報公開条例第6条各号に規定する非公開情報(個人情報や、市の情報セキュリティ対策の詳細情報など)が含まれる事項を審議するため
会議次第	1. 総務部長挨拶 2. 諮問書授受 3. 諮問審議 諮問第1号「期日前投票受付業務委託」(選挙管理委員会事務局) 諮問第2号「介護保険事業者に対する実地指導事務の一部委託」(高齢介護課) 諮問第3号「公有財産台帳整備業務委託」(管財課) 4. 報告 ・情報公開運営審議会委員の改選(総務課) 5. その他		
問い合わせ先	総務部 総務課 情報公開係 担当者名 湯浅・星 電話番号 042-393-5111(内線2317) ファックス番号 042-390-6227		
会 議 経 過			
(1) 総務部長挨拶 (2) 部長より会長へ諮問書授受 (3) 諮問審議結果 諮問第1号「期日前投票受付業務委託」について、条件付で「可」とする。 委員意見及び選挙管理委員会事務局の回答 ● 委託先をシルバー人材センターから他の業者に変更したいと考えている理由は何か。 パソコンの作業等に多少無理があったことからである。 ● 具体的にはどういったところに委託することを考えているのか。 人材派遣会社等に委託することを考えている。 ● 人材派遣会社等の代表者と契約するということがか。 そうである。 ● 委託契約となっているが、地方自治法には委託について、地方公共団体は事務の一部を他の公共団体に委託することができるという規定しかない。			

民間業者等公共団体以外に委託できるというような条文は地方自治法にはないので、委託という契約名でよいのか疑問である。今回の契約は内容的には請負業務ではない。市の職員の補助業務と思われるので、準委任契約ではないか。もう少し契約書で使う言葉の定義を明確にしてはどうか。

- 仕様書に書かれている業務内容が不明確である。例えばどの時間帯に何人をどの業務に従事させるのか、交代制なのか、どのような支払い基準で委託料を支払うのか等が書いていない。委託内容をより細かくつめて仕様書を作り直し再提示してほしい。従事する人数もはっきりしないのに個人情報などをどれだけ確保できるか審議しろといわれても難しい。

期日前投票業務全体のうち、受付業務、案内業務等の個別業務を諮問書に書いてある人数で委託したいと考えている。仕様書に人数は書いていないが、個人情報保護の研修は雇用予定者全員が受けることを義務付ける予定である。

仕様書は内容を具体的に作り直したものを後日委員に報告させていただく。契約名称については、現在、市ではこういった内容の契約は「委託契約」と総称しており、準委任契約という契約書は標準様式として作っていない。今回の業務だけの問題ではないので、委託とするのが適切かどうか、契約課と政策法務課とも検討して報告する。(総務課)

- 選挙事務に職員以外の者を入れると、個人情報の問題もさることながら、特定の候補者へ投票しづらくなるなど投票に来た人への無言の圧力が生じるおそれがないか。受託業者は東村山市ではない会社にするのか。

会社は市外の予定だが、そこが雇い入れる人員については市内在住の可能性はある。採用対象について制限はしない。

- 多摩 26 市中、民間委託を実施している 19 市の規模、期日前投票の投票所の数など先行市の事例を調べて諸問題の有無を報告してほしい。

選管で調査して報告する。

- 民間業者が選挙に関わって問題が発生した場合は、罰則はどうなるのか。業務内容によるが、公職選挙法上の罰則がある。公職選挙法 227 条で投票の秘密、274 条で選挙人に関する記録保護が定められている。

- 罰則が受託者に適用されるかどうかについては契約書が定まってからはっきり決まることになるだろう。契約書を作り直して委員全員に送付して頂くということなので、再審議とするのではなく契約事務は進めてもらってかまわない。選挙日も迫っており、再審議をして差し迫ってから業者を見つけたとなると業者の質が下がるおそれがあり良くないだろう。なお、平成 20 年に選管の情報公開決定に関して不服申立てがあったが、そのときのように選挙事務に従事した民間事業者の名簿を破棄してしまうようなことがないようにしてもらいたい。

了解した。

- これは総務課の課題だと思うが、今回のような諮問漏れの再発防止について対応はどうなっているのか。

2 年ほど前からすべての契約において、契約事務の最初にチェックリストを使い、新規の委託契約について諮問の必要性を確認することを義務付けた。今回の件はそれ以前に委託を開始したものである。(総務課)

- 諮問が必要な「個人情報を取扱う新規の委託契約」について、各所管からの申告型ではなくシステムを使ってクロスチェックするように出来ないか。これだけ委託業務が増えている中で人間の注意だけに頼るのでは限界があり、構造的な問題のように感じる。

財務会計システムという契約事務で使うシステムがあり、契約課はこのシステムからすべての委託業務の件名や金額、受託者名などを閲覧できる。その委託業務が個人情報を取り扱うかどうかというデータは入っていないが、どの課で何という新規の委託契約があるかはこのシステムから検索できるので、検索結果をもとに総務課が各課にあたれば諮問漏れが防止できると思う。総務課は現在、閲覧権限をもっていないが、利用できないかを検討する。(総務課)

諮問第 2 号「介護保険事業者に対する実地指導事務の一部委託」について、諮問どおり行うことを「可」とする。

委員意見及び高齢介護課の回答

- 委託先である福祉保健財団というのはどのような規模なのか。多くの市が契約しているようだが、その業務をきちんとできるぐらいの規模、能力、資質があるのか。

福祉保健財団は東京都の外郭団体で、都からも一部派遣という形で職員を受けいれている。規模は事務職員が常勤専従 2 名、21 年度は現場に赴くケアマネージャーが 3 名。22 年度からは 1 名増員してケアマネージャーは 4 名体制となる予定である。

- 21 年度の 18 区市に加えて 22 年度は 9 区市の地方公共団体から事務を委託される予定ということだが、高齢介護課の担当者としてはその人数で十分に受託業務が出来るだろうという判断か。

介護保険の事業所はかなりの数があり、すべての事業所を回りきれわけではない。東村山市では 5 か所、他市も同程度の数であるのでこの人数でも遂行できると考えている。

- 委託期間は今年度となっているが、継続することもありうるのか。単年度契約で、年度ごとに再度契約を結ぶと考えているが、実地指導に市が習熟してくれば委託終了ということもありうる。
- 委託料の単価はどのように設定しているのか。

一つの事業所の実地指導業務について、事前の打合せから事後の報告書案の作成までの諸々を含めて一件 63,000 円という形になっている。この単価は東京都の担当である指導監査部で年間の受託する件数と人件費の割合から割り出したものである。

- この業務は業者が不正行為をしていないか調査するためのものであるように思うが、事前通知をしてから調査に行くとなっている。これでは不正書類を隠すことが出来てしまい何のためにこの業務をやるのかわからなくなってしまう。

確かに不正行為をなくし介護給付の適正化をはかることも目的としており、国保連合会に蓄積されている介護報酬請求のデータから、平均より突出した請求をしている事業所を抽出してまず指導していく。ただ、不正業者の摘発よりは実地指導をすることで事業者を育成することに重きを置いていて、最終的には指導した事業者が良質になればそれが良いサービスとして利用者に還元されると思っている。

- 良質な事業者を育成することは個人情報の保護にもつながってくる。
- 実地指導は都が行っていたのを市町村もできるように分散させたのに、福祉保健財団を作って再び集中させるというのは適当なのか。実地指導で各

事業所から集めた利用者の個人情報福祉保健財団に集積されるおそれがあり不安を感じる。

- 介護サービス利用者に関する個人情報を、市役所と介護事業所と福祉保健財団がもつことになるのか。福祉保健財団は市と同じだけの情報をもつことになるのか。

都から実地指導権限が委譲された理由として、事業所数が多くて都だけでは回りきれず、実地だけではなく書面での審査も取り入れているという実情がある。このような状況から地域に密着した市町村にも権限をおろして、協調して指導をしていくということになった。だが市町村には実地指導のノウハウが少ないので、ノウハウを提供し支援していく目的で福祉保健財団という事務受託法人ができた。実地指導に習熟すれば、将来的には市自前でやっていきたいとも考えている。

実地指導の際、福祉保健財団が報告書作成の根拠資料として個人情報を含む資料を事業所から集めたときは、報告書が出来上がったと一緒に市に提出させる。最終的に最低限のものしか福祉保健財団には残らない。

- 利用者のクレームはどこで対応するのか。
市である。
 - 「指定市町村事務受託法人照会等事務に係る個人情報の取扱方針」の(13)で、実地指導先から直接帰宅する場合を想定しているが、高齢者の情報は介護支援度など健康保険関係のセンシティブ情報が多い。そういった情報であることを認識しているなら普通直帰はありえないはずだ。やむをえない場合となっているが、個人情報を自宅へ持ち帰ることもあるとなっているのが気になる。この取扱いの見直しを財団にお願いできないのだろうか。また、特約条項と情報セキュリティに関する合意書は市で定めたひな形の文面になっているが、どちらもセンシティブ情報の取扱いについて特に条項を設けていない。受託者に対して、センシティブ情報の場合は特にきちり保護してほしいと提案するようになっていないことも問題と思う。
- サービス利用者個々人のサービス内容・ケアプラン等の情報については個人と事業者との個別契約に基づいて実施がなされ、その時点で事業者に個人情報が蓄積される。事業所を調査・実地指導することで、市と東京都福祉保健財団が、事業所がもつ個人情報を見ることになる。実地指導は当課職員が帯同して一緒に行動し、個人情報を含む資料を財団が持ち帰るときは市に確認をとることになっている。
- 本来は公共性を持っていて市民を守る市役所が直接行うべき業務だと思う。市で行うには少し無理があるなら多摩地域で協力して行うなど、広域的な公共性を持ったところに任せられないのかと思う。
 - 個人情報はまとめておいて穴がないようにしておかなければいけないという特殊な情報だ。必要な仕事ではあるが、個人情報に穴を開ける仕事であることについては認識してもらいたい。システムをきちんとつくってくれるようお願いしたい。

諮問第3号「公有財産台帳整備業務委託」について、諮問どおり行うことを「可」とする。

委員意見及び管財課の回答

- 公有財産の土地台帳を整備するために市全域の地番の調査をやるというこ

とでよいか。市の財産の周りだけではなく、市全体の土地所有者とか建物のデータが全部委託業者にいくということか。

そうである。全域の中から所有者が市のものを抽出して確定していく。

- 委託業者が、市が媒体で渡したデータをコンピュータへコピーすることは可能か。

可能である。

- 受託業務中に故障がおきハードディスクを修理会社に出した場合に、そこから個人情報が増えることが多いように思う。受託者にはこういった事例を伝えて、市から渡したデータが漏えいしないよう十分注意させてほしい。
- 特約条項第 12 条にある「コンピュータ等に記録された取得個人情報を消去して復元不可能な状態にしなければならない」というのはどこまでさせるのか。ただデータフォーマットを行ってもらっただけか。

民間業者でシステム内のデータ消去を請け負っている所があるが、そういう所でやっている作業は完全な消去ということになるのではないか。(総務課)

- 専門の民間業者がやるのは、あるソフトを使って上書きを繰り返すことでデータを消すというものである。これは特に専門業者に頼まなくても一般的に入手可能なソフトである。しかし、100 パーセント完全に消去できるわけではない。それには物理的にハードディスクを壊さねばならなくなる。
- 100 パーセントは無理だと思う。世の中には 100 パーセントはない。
- 受託者に求めるデータ消去方法については、市全体としてどう処理してもらおうかガイドラインを作っておくべきだ。そのことについては総務課にお願いしたい。きちんと知識をもった上で相手に交渉することで、相手もよりきちんと個人情報の保護を行うようになる。

データ消去方法については総務課で検討する。(総務課)

- 公有財産台帳を電子データ化することは結構だが、以前、道路課の諮問で似たような土地測量業務の委託があった。そのデータは活用できないか。また、既に電子データとして整備されている法務局のデータを活用できないか。その際にも紙ベースとしてもらうのではなく、電子データでもらうことはできないか。効率的な事務の進め方をして欲しい。

道路課等に確認し、活用できるようなら利用する。

- 契約書の文言が、冒頭では業務委託となっているが、仕様書の第 7 条に「東村山市請負者等提出書類処理基準に基づき」という文言がある。この名称はおかしくないのか。

確認する。

- 業務内容で成果品の中に、公共資産台帳整備マニュアルや公共・売却可能資産評価要領が入っているが、これは本来市が策定すべき基準ではないか。公有財産の管理は市の権限ではある。本来、行政規則は自分が作るものでそれを民間に頼んで料金を払うのはなぜか。

公有財産データを今後管理していくためのマニュアルである。公有財産管理自体は、あくまでも決定するのは市である。データを管理していく上で管財課の職員がやる作業のマニュアル作りを依頼している。マニュアル作成という言葉が誤解を生んでいるかもしれない。データの更新の仕方のマニュアルである。

- 誤解されないよう表現をよく検討してもらいたい。また、データ管理については慎重にして欲しい。また、法務局のデータ検索もかなり高速化しているので、既に有るデータを検索して流用することについて情報システム課と検討して欲しい。

了解した。

(4) 報告

・情報公開運営審議会委員の改選について

平成 22 年 2 月 28 日で任期満了となり、3 月 1 日付で臼井雅子委員、佐藤佳弘委員が学識経験者として就任した。臼井委員は現在、個人情報保護運営審議会と兼任している。佐藤佳弘委員の経歴については武蔵野大学大学院教授、専門は社会情報学、テーマは生活の情報化ということである。

以上

この会議の資料(諮問書など)は、次の理由によりホームページ等での公表はしません。

【理由】

情報公開条例第 6 条各号に規定する非公開情報(個人情報や市の情報セキュリティ対策の詳細情報、これから予定している委託契約の情報など)が含まれており、公開することにより情報を早く得た者が契約に有利になったり、コンピュータシステムに不正侵入されるといったおそれがあるため。